

新潟市大規模建設事業評価監視委員会要領

(趣旨)

第1条 新潟市大規模建設事業評価実施要領(平成20年9月1日施行)に基づいて開催する新潟市大規模建設事業評価監視委員会(以下「監視委員会」という。)の委員構成及び運営について必要な事項を定める。

(事務分掌)

第2条 監視委員会の委員は、大規模建設事業の事前評価、再評価及び事後評価等について、市長に意見を述べる。

(委員構成)

第3条 監視委員会は、学識経験者等委員8人以内で構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

2 委員は、再任することができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

(会長)

第5条 監視委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、監視委員会の議長となる。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 監視委員会の会議は、市長が招集する。

2 市長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

3 監視委員会の会議は、公開とする。

(事務局)

第7条 監視委員会の事務局は、総務部行政経営課に置く。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。